

道路占用料 新旧対照表

※着色部は、激変緩和の経過措置

占用物件	摘要	現行占用料（円）	令和7年度 占用料算定額（円）	令和8年度 占用料算定額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	2,350	2,380	2,380
	第2種電柱	3,650	3,650	3,650
	第3種電柱	4,950	4,930	4,930
	第1種電話柱	2,130	2,130	2,130
	第2種電話柱	3,440	3,400	3,400
	第3種電話柱	4,750	4,670	4,670
	その他の柱類	160	250	340
	共架電線その他上空に設ける線類	21	22	22
	地下電線その他地下に設ける線類	10	12	13
	路上に設ける変圧器	1,610	1,840	2,080
	地下に設ける変圧器	1,100	1,280	1,280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,280	3,770	4,250
	郵便差出箱		1,790	1,790
	その他のもの	3,280	3,770	4,250
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径 0.1m未満	110	130	130
	外径0.1m以上 0.15m未満	170	200	200
	外径0.15m以上 0.2m未満	220	260	260
	外径0.2m以上 0.4m未満	440	510	510
	外径0.4m以上 1.0m未満	1,100	1,280	1,280
	外径1.0m以上	2,190	2,550	2,550
	マンホールその他これに類するもの	2,190	1,280	1,280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	4,290	3,230	3,230
	地下に設ける通路	2,140	1,940	1,940
	その他のもの	-	-	-
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看 板 （ア子であるものを除く）	一時的に設けるもの 540	600	650
	その他のもの	6,430	6,450	6,450
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料・足場・仮囲		540	600	650